

事 務 連 絡
平成 2 7 年 1 2 月 2 2 日

各所属所 共済事務担当者 様

公立学校共済組合高知支部事務局長

休業給付における報酬との調整及び請求手続について（通知）

平素は共済組合の事業にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標準報酬制移行に伴う休業給付の変更については、平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日付け公共高第 5 1 8 号にて通知したところですが、休業給付の具体的な算定方法について、別添のとおりお知らせしますので、休業給付請求事務について適切にお取扱いいただきますよう、よろしくお願いします。

記

○送付資料

- 別添 1 休業給付における報酬との調整及び請求手続きについて
- 別添 2 傷病手当金計算例
- 別添 3 介護休業手当金計算例

【問い合わせ先】

〒780-0850

高知県高知市丸の内 1 丁目 7-52

公立学校共済組合高知支部

共済班 短期給付担当

TEL : 088-821-4813

休業給付における報酬との調整及び請求手続について

1. 傷病手当金について

傷病手当金は公務によらない病気又は負傷により療養のため引き続き勤務することができないときに、勤務することができなくなった日以後 3 日を経過した日（4 日目）から支給されるものです。

標準報酬制への移行に伴い、傷病手当金の支給額の算定方法が変更になり、平成 27 年 10 月 1 日以後の期間を算定の基礎とする傷病手当金については、報酬との調整を行うこととなりました。このことにより、病気休暇又は病気休職で報酬が支払われる期間においても、支給された報酬の額によっては、**報酬と調整された傷病手当金が支給される場合があります。**

(ア) 報酬との調整方法

次により算定した傷病手当金の給付日額（①）と、病気休暇又は病気休職の期間に支給された報酬日額（②）を比較して、傷病手当金の給付日額（①）が高い場合は、傷病手当金の給付日額（①）から報酬日額（②）を減額した額に支給対象日数を乗じて得た額を支給します（①≦②の場合は支給しません。）。詳細な計算例は、別添 2 をご確認ください。

① 傷病手当金給付日額の算定方法

傷病手当金の給付日額は次により算定します。

標準報酬月額×1/22＝標準報酬日額（10 円未満四捨五入）

標準報酬日額×2/3＝傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

② 病気休暇又は病気休職期間中の報酬日額の算定方法

病気休暇又は病気休職期間中の報酬日額については、次表の区分及び報酬の種類に応じ、それぞれ同表に定める方法により算定した額の合計額（円未満切捨て）となります。日額で支給され勤務しない日について減額して支給されるものであるか、月額で支給されるものかを判断し、それぞれ算定します。

区分	報酬の種類	算定方法
日々の勤務に対して支給されるもの （日額で支給されるもので、 <u>勤務しない日について減額して支給されるもの</u> ）	給料月額 教職調整額 給料の調整額	報酬 × $\frac{1}{\text{勤務を要する日数}}$
日々の勤務とは関係なく支給されるもの （月額で支給されるもの） （一定の期間を対象として支払われるもの）	管理職手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 へき地手当 等	報酬(月額) × 1/22

※ 傷病手当金の支給期間に報酬が支払われた場合であっても、傷病手当金の算定の基礎とする日以外の日の勤務実績に基づく報酬については、傷病手当金との調整を行いません。

（調整対象とならない報酬の例）

【 超過勤務手当、休日給、宿日直手当、特殊勤務手当 等 】

(イ) 支給期間

標準報酬制移行前は、給料が支払われる病気休暇、病気休職（8割支給の場合に限る。）（以下「有給休職等」という。）の期間については、傷病手当金が支給されることはありませんでしたが、平成27年10月1日以降は、有給休職等の期間に傷病手当金の支給が開始される場合があります。

- ① 有給休職等の期間中に傷病手当金の給付日額が報酬日額を上回ったことにより、傷病手当金の支給が開始されると、その後の勤務することができない期間に、**報酬日額が給付日額を上回って傷病手当金が支給されない期間があったとしても、支給期間に算入されます。**
- ② 有給休職等の期間に傷病手当金の支給が開始されると、**休職期間中に傷病手当金の支給期間が終了する場合があります。**

	有給休職等	病気休職無給（2年）
平成27年9月以前	給料日額＞給付日額 支給なし 有給休職等の期間中は支給される給料日額が傷病手当金の給付日額より高いため支給されず、無給休職開始時から2年間（法定給付1年6月＋附加給付6月）の傷病手当金を支給	給料日額（無給）＜給付日額 無給になった日から傷病手当金の支給を開始する 傷病手当金（1年6月） 附加金（6月）
平成27年10月以降 有給休職等の期間中に傷病手当金の支給が開始されない場合	報酬日額≧給付日額 支給なし 有給休職等の期間中は支給される報酬日額が傷病手当金の給付日額より高いため支給されず、無給休職開始時から2年間（法定給付1年6月＋附加給付6月）の傷病手当金を支給	報酬日額（無給）＜給付日額 無給になった日から傷病手当金の支給を開始する 傷病手当金（1年6月） 附加金（6月）
平成27年10月以降 有給休職等の期間中に傷病手当金の支給が開始される場合	報酬日額＜給付日額 給付日額が報酬日額を上回ったときから調整されて支給開始 傷病手当金（1年6月） (※) 有給休職等の期間中であっても、傷病手当金が調整されて支給される（給付日額が報酬日額を上回る分のみ）ことがあり、無給休職期間に支給期間が終了することがあります。	報酬日額（無給）＜給付日額 無給になった日から満額の傷病手当金の支給を開始 附加金（6月） 支給なし

※ 傷病手当金の支給が開始されると、途中で、報酬日額＞給付日額となり傷病手当金の支給がされなくなっても、支給期間は中断されません。

(ウ) 請求手続等

有給休職等の期間中の組合員がいる所属所では、給付日額と報酬日額を**試算して傷病手当金の支給の有無を確認してください。**傷病手当金の支給対象となる場合は請求手続を行ってください。試算ができない所属所は、報酬支払額証明書（様式第3-28号）を共済組合へ提出していただければ、試算をして通知します。

請求は、月単位となります。支給対象月の翌月以降、所属所長を通じて次の書類を提出してください。

- ① 様式第3-12号 傷病手当金請求書
- ② 出勤簿の写し（所属所長の原本証明）

※初めて請求するときは、勤務することができなくなった日以降の出勤簿も併せて提出

③ 様式第 3-28 号 報酬支払額証明書

※初めて請求するときは、勤務することができなくなった日以降の報酬支払額証明書（平成 27 年 9 月以前から勤務することができなくなった場合にあっては、平成 27 年 10 月以降のものに限り提出してください。）

※請求期間の月の全日数について報酬が支払われていない場合は、③の省略可

2. 休業手当金について

休業手当金は、被扶養者の病気又は負傷など一定の事由により欠勤した場合に所定の期間について支給されるものです。

(ア) 報酬との調整方法

休業手当金の支給対象となる看護欠勤等の欠勤の期間は、報酬の支給はありませんが、開始月及び終了月には日々の勤務とは関係なく支給される手当（通勤手当等）が支給される場合があることから、休業手当金と報酬との調整を行います。

休業手当金の支給額の算定については、傷病手当金と同様の方法により、支給された報酬との調整を行うこととなります。

(イ) 請求手続

請求は、月単位となります。支給対象月の翌月以降、所属所長を通じて次の書類を提出してください。

- ① 様式第 3-16 号 休業手当金請求書
- ② 出勤簿の写し（所属所長の原本証明）
- ③ 様式第 3-28 号 報酬支払額証明書

※請求期間の属する月の全日数について報酬が支払われていなければ、③の省略可

3. 介護休業手当金について

介護休業手当金は、法定上の要介護者について、介護休業を取得した場合に支給されるもので、介護休暇中に支給された報酬との調整を行ったうえで支給します。

(ア) 報酬との調整方法

介護休業手当金の給付日額（①）から介護休暇の期間中に支給された報酬（②）を減額した額に、支給対象日数を乗じて得た額を支給します。詳細な計算例は、別添 3 をご確認ください。

① 介護休業手当金給付日額の算定方法

介護休業手当金の給付日額は、次により算定します。

標準報酬月額 $\times 1 / 22 =$ 標準報酬日額（10 円未満四捨五入）

標準報酬日額 $\times 40 / 100 =$ 介護休業手当金給付日額（円未満四捨五入）

② 介護休暇の期間中の報酬日額の算定方法

介護休暇期間中の報酬日額については、次表の区分及び報酬の種類に応じてそれぞれ同表に定める方法により算定した額の合計額（円未満切捨て）となります。日額で支給され勤務しない日について減額して支給されるものであるか、月額で支給されるものかを判断し、それぞれ算定します。

〔 介護休暇により出勤しなかった期間の給与額等については、勤務時間 1 時間当たりの給与額から当該勤務しなかった期間の時間数を乗じて得た額を減額して支給することとされています。 〕

区分	報酬の種類	算定方法
日々の勤務に対して支給されるもの(日額で支給されるもので、 <u>勤務しない日について減額して支給されるもの</u>)	給料月額 給料の調整額	$\frac{\text{報酬(月額)} \times 1 \text{ 日}}{\text{介護休暇を取得した月の要勤務日数}}$ $\frac{\text{報酬(月額)} \times 12 \text{ 月}}{(7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \times 5 \text{ 日}) \times 52 \text{ 週} - 19(\text{※}) \text{ 日} \times 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}} \times 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}$ ※平成 27 年度は 19 日(当該年度の土曜日と重ならない祝日等の日数) (注) 算定の結果、マイナスとなった場合は 0 円
日々の勤務とは関係なく支給されるもの (月額で支給されるもの)	教職調整額 扶養手当 住居手当 単身赴任手当 へき地手当 等	報酬(月額) $\times 1/22$

※ 介護休業手当金の支給期間に報酬が支払われた場合であっても、介護休業手当金の算定の基礎とする日以外の日での勤務実績に基づく報酬等については、介護休業手当金との調整を行わないこととされています。

(調整対象とならない報酬の例)

【 超過勤務手当、休日給、宿日直手当、特殊勤務手当 等 】

※ 一定の期間を対象として支給される報酬であっても、実際に支給を受ける報酬の額が介護休業手当金の算定の基礎とする日以外の日を含めて算定されている場合は、介護休業手当金等との調整は行わないこととされています。

(調整対象とならない報酬の例) 【 複数月をまとめて支給する通勤手当 等 】

(イ) 請求手続

請求は、月単位となります。支給対象月の翌月以降、所属所長を通じて次の書類を提出してください。

- ① 様式第 3-18 号 介護休業手当金請求書
- ② 出勤簿の写し(所属所長の原本証明)
- ③ 報酬支払額証明書

休業給付における報酬との調整及び請求手続について

1. 傷病手当金について

傷病手当金は公務によらない病気又は負傷により療養のため引き続き勤務することができないときに、勤務することができなくなった日以後 3 日を経過した日（4 日目）から支給されるものです。

標準報酬制への移行に伴い、傷病手当金の支給額の算定方法が変更になり、平成 27 年 10 月 1 日以後の期間を算定の基礎とする傷病手当金については、報酬との調整を行うこととなりました。このことにより、病気休暇又は病気休職で報酬が支払われる期間においても、支給された報酬の額によっては、**報酬と調整された傷病手当金が支給される場合があります。**

(ア) 報酬との調整方法

次により算定した傷病手当金の給付日額（①）と、病気休暇又は病気休職の期間に支給された報酬日額（②）を比較して、傷病手当金の給付日額（①）が高い場合は、傷病手当金の給付日額（①）から報酬日額（②）を減額した額に支給対象日数を乗じて得た額を支給します（①≦②の場合は支給しません。）。詳細な計算例は、別添 2 をご確認ください。

① 傷病手当金給付日額の算定方法

傷病手当金の給付日額は次により算定します。

標準報酬月額×1/22＝標準報酬日額（10 円未満四捨五入）

標準報酬日額×2/3＝傷病手当金給付日額（円未満四捨五入）

② 病気休暇又は病気休職期間中の報酬日額の算定方法

病気休暇又は病気休職期間中の報酬日額については、次表の区分及び報酬の種類に応じ、それぞれ同表に定める方法により算定した額の合計額（円未満切捨て）となります。日額で支給され勤務しない日について減額して支給されるものであるか、月額で支給されるものかを判断し、それぞれ算定します。

区分	報酬の種類	算定方法
日々の勤務に対して支給されるもの （日額で支給されるもので、 <u>勤務しない日について減額して支給されるもの</u> ）	給料月額 教職調整額 給料の調整額	報酬 × $\frac{1}{\text{勤務を要する日数}}$
日々の勤務とは関係なく支給されるもの （月額で支給されるもの） （一定の期間を対象として支払われるもの）	管理職手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 へき地手当 等	報酬(月額) × 1/22

※ 傷病手当金の支給期間に報酬が支払われた場合であっても、傷病手当金の算定の基礎とする日以外の日の勤務実績に基づく報酬については、傷病手当金との調整を行いません。

（調整対象とならない報酬の例）

【 超過勤務手当、休日給、宿日直手当、特殊勤務手当 等 】

(イ) 支給期間

標準報酬制移行前は、給料が支払われる病気休暇、病気休職（8割支給の場合に限る。）（以下「有給休職等」という。）の期間については、傷病手当金が支給されることはありませんでしたが、平成27年10月1日以降は、有給休職等の期間に傷病手当金の支給が開始される場合があります。

- ① 有給休職等の期間中に傷病手当金の給付日額が報酬日額を上回ったことにより、傷病手当金の支給が開始されると、その後の勤務することができない期間に、**報酬日額が給付日額を上回って傷病手当金が支給されない期間があったとしても、支給期間に算入されます。**
- ② 有給休職等の期間に傷病手当金の支給が開始されると、**休職期間中に傷病手当金の支給期間が終了する場合があります。**

	有給休職等	病気休職無給（2年）
平成27年9月以前	給料日額＞給付日額 支給なし 有給休職等の期間中は支給される給料日額が傷病手当金の給付日額より高いため支給されず、無給休職開始時から2年間（法定給付1年6月＋附加給付6月）の傷病手当金を支給	給料日額（無給）＜給付日額 無給になった日から傷病手当金の支給を開始する 傷病手当金（1年6月） 附加金（6月）
平成27年10月以降 有給休職等の期間中に 傷病手当金の支給が開始されない場合	報酬日額≧給付日額 支給なし 有給休職等の期間中は支給される報酬日額が傷病手当金の給付日額より高いため支給されず、無給休職開始時から2年間（法定給付1年6月＋附加給付6月）の傷病手当金を支給	報酬日額（無給）＜給付日額 無給になった日から傷病手当金の支給を開始する 傷病手当金（1年6月） 附加金（6月）
平成27年10月以降 有給休職等の期間中に 傷病手当金の支給が開始される場合	報酬日額＜給付日額 給付日額が報酬日額を上回ったときから調整されて支給開始 傷病手当金（1年6月） (※) 有給休職等の期間中であっても、傷病手当金が調整されて支給される（給付日額が報酬日額を上回る分のみ）ことがあり、無給休職期間に支給期間が終了することがあります。	報酬日額（無給）＜給付日額 無給になった日から満額の傷病手当金の支給を開始 附加金（6月） 支給なし

※ 傷病手当金の支給が開始されると、途中で、報酬日額＞給付日額となり傷病手当金の支給がされなくなっても、支給期間は中断されません。

(ウ) 請求手続等

有給休職等の期間中の組合員がいる所属所では、給付日額と報酬日額を**試算して傷病手当金の支給の有無を確認してください。**傷病手当金の支給対象となる場合は請求手続を行ってください。試算ができない所属所は、報酬支払額証明書（様式第3-28号）を共済組合へ提出していただければ、試算をして通知します。

請求は、月単位となります。支給対象月の翌月以降、所属所長を通じて次の書類を提出してください。

- ① 様式第3-12号 傷病手当金請求書
- ② 出勤簿の写し（所属所長の原本証明）

※初めて請求するときは、勤務することができなくなった日以降の出勤簿も併せて提出

③ 様式第 3-28 号 報酬支払額証明書

※初めて請求するときは、勤務することができなくなった日以降の報酬支払額証明書（平成 27 年 9 月以前から勤務することができなくなった場合にあっては、平成 27 年 10 月以降のものに限り提出してください。）

※請求期間の月の全日数について報酬が支払われていない場合は、③の省略可

2. 休業手当金について

休業手当金は、被扶養者の病気又は負傷など一定の事由により欠勤した場合に所定の期間について支給されるものです。

(ア) 報酬との調整方法

休業手当金の支給対象となる看護欠勤等の欠勤の期間は、報酬の支給はありませんが、開始月及び終了月には日々の勤務とは関係なく支給される手当（通勤手当等）が支給される場合があることから、休業手当金と報酬との調整を行います。

休業手当金の支給額の算定については、傷病手当金と同様の方法により、支給された報酬との調整を行うこととなります。

(イ) 請求手続

請求は、月単位となります。支給対象月の翌月以降、所属所長を通じて次の書類を提出してください。

- ① 様式第 3-16 号 休業手当金請求書
- ② 出勤簿の写し（所属所長の原本証明）
- ③ 様式第 3-28 号 報酬支払額証明書

※請求期間の属する月の全日数について報酬が支払われていなければ、③の省略可

3. 介護休業手当金について

介護休業手当金は、法定上の要介護者について、介護休業を取得した場合に支給されるもので、介護休暇中に支給された報酬との調整を行ったうえで支給します。

(ア) 報酬との調整方法

介護休業手当金の給付日額（①）から介護休暇の期間中に支給された報酬（②）を減額した額に、支給対象日数を乗じて得た額を支給します。詳細な計算例は、別添 3 をご確認ください。

① 介護休業手当金給付日額の算定方法

介護休業手当金の給付日額は、次により算定します。

標準報酬月額 $\times 1 / 22 =$ 標準報酬日額（10 円未満四捨五入）

標準報酬日額 $\times 40 / 100 =$ 介護休業手当金給付日額（円未満四捨五入）

② 介護休暇の期間中の報酬日額の算定方法

介護休暇期間中の報酬日額については、次表の区分及び報酬の種類に応じてそれぞれ同表に定める方法により算定した額の合計額（円未満切捨て）となります。日額で支給され勤務しない日について減額して支給されるものであるか、月額で支給されるものかを判断し、それぞれ算定します。

〔 介護休暇により出勤しなかった期間の給与額等については、勤務時間 1 時間当たりの給与額から当該勤務しなかった期間の時間数を乗じて得た額を減額して支給することとされています。 〕

区分	報酬の種類	算定方法
日々の勤務に対して支給されるもの(日額で支給されるもので、 <u>勤務しない日について減額して支給されるもの</u>)	給料月額 給料の調整額	$\frac{\text{報酬(月額)} \times 1 \text{ 日}}{\text{介護休暇を取得した月の要勤務日数}}$ $\frac{\text{報酬(月額)} \times 12 \text{ 月}}{(7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} \times 5 \text{ 日}) \times 52 \text{ 週} - 19(\text{※}) \text{ 日} \times 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}} \times 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}$ ※平成 27 年度は 19 日(当該年度の土曜日と重ならない祝日等の日数) (注) 算定の結果、マイナスとなった場合は 0 円
日々の勤務とは関係なく支給されるもの (月額で支給されるもの)	教職調整額 扶養手当 住居手当 単身赴任手当 へき地手当 等	報酬(月額) $\times 1/22$

※ 介護休業手当金の支給期間に報酬が支払われた場合であっても、介護休業手当金の算定の基礎とする日以外の日々の勤務実績に基づく報酬等については、介護休業手当金との調整を行わないこととされています。

(調整対象とならない報酬の例)

【 超過勤務手当、休日給、宿日直手当、特殊勤務手当 等 】

※ 一定の期間を対象として支給される報酬であっても、実際に支給を受ける報酬の額が介護休業手当金の算定の基礎とする日以外の日を含めて算定されている場合は、介護休業手当金等との調整は行わないこととされています。

(調整対象とならない報酬の例) 【 複数月をまとめて支給する通勤手当 等 】

(イ) 請求手続

請求は、月単位となります。支給対象月の翌月以降、所属所長を通じて次の書類を提出してください。

- ① 様式第 3-18 号 介護休業手当金請求書
- ② 出勤簿の写し(所属所長の原本証明)
- ③ 報酬支払額証明書

【 I 病気休職（8割）期間中の傷病手当金計算例】
 －傷病手当金支給額 0 円のケース－

1. 前提

- ・ 土日が週休日の組合員が病気休職（8割）
- ・ 平成 28 年 3 月 1 日～3 月 31 日（要勤務日数 23 日（祝日 1 日含む））
- ・ 標準報酬月額 第 23 級 410,000 円

※休職中に給与額が減少しても、標準報酬月額は改定されません。

【病気休職中（8割）に支給される給与】

給与種目	休職前の金額	休職中の金額	備 考
給料月額	341,000 円	272,800 円	
教職調整額	13,640 円	10,912 円	
扶養手当	6,500 円	5,200 円	
住居手当	19,500 円	15,600 円	
通勤手当	8,000 円	0 円	支給なし
特殊勤務手当	3,000 円	0 円	支給なし
義務教育等教員特別手当	5,100 円	0 円	支給なし
合 計	396,740 円	304,512 円	

2. 傷病手当金給付日額の算定

$$\begin{array}{l} \text{(標準報酬月額)} \qquad \qquad \qquad \text{(標準報酬日額)} \\ 410,000 \text{ 円} \times 1 / 22 = 18,636.36 \text{ 円 (10 円未満四捨五入)} \Rightarrow 18,640 \text{ 円} \\ \text{(標準報酬日額)} \qquad \qquad \qquad \text{(傷病手当金給付日額)} \\ 18,640 \text{ 円} \times 2 / 3 = 12,426.66 \text{ 円 (円未満四捨五入)} \Rightarrow \underline{12,427 \text{ 円}} \end{array}$$

3. 休職期間中の報酬日額の算定

$$\begin{array}{l} \text{(給料)} \qquad \text{(教職調整額)} \text{ (1/要勤務日数)} \qquad \text{(扶養手当)} \quad \text{(住居手当)} \\ (272,800 \text{ 円} + 10,912 \text{ 円}) \times 1 / 23 \quad + \quad (5,200 \text{ 円} + 15,600 \text{ 円}) \times 1 / 22 \\ = 12,335.30 \text{ 円} + 945.45 \text{ 円} \qquad \qquad \text{(報酬日額)} \\ = 13,280.75 \text{ 円} \quad \text{(円未満切捨て)} \Rightarrow \underline{13,280 \text{ 円}} \end{array}$$

4. 傷病手当金給付日額と報酬日額を比較して傷病手当金支給額を決定

給付日額 12,427 円 < 報酬日額 13,280 円であるので、傷病手当金の支給なし。

【Ⅱ 病気休職（８割）期間中の傷病手当金計算例】
 －傷病手当金が一部支給となるケース－

1. 前提

- ・ 土日が週休日の組合員が病気休職（８割）
- ・ 平成 28 年 3 月 1 日～3 月 31 日（要勤務日数 2／3 日（祝日 1 日含む））
- ・ 標準報酬月額 第 24 級 440,000 円
 ※休職中に給与額が減少しても、標準報酬月額は改定されません。

【病気休職中（８割）に支給される給与】

給与種目	休職前の金額	休職中の金額	備 考
給料月額	341,000 円	272,800 円	
教職調整額	13,640 円	10,912 円	
扶養手当	6,500 円	5,200 円	
住居手当	19,500 円	15,600 円	
通勤手当	22,000 円	0 円	支給なし
特殊勤務手当	18,000 円	0 円	支給なし
義務教育等教員特別手当	5,100 円	0 円	支給なし
合 計	425,740 円	304,512 円	

2. 傷病手当金給付日額の算定

$$\begin{aligned}
 & \text{(標準報酬月額)} && \text{(標準報酬日額)} \\
 & 440,000 \text{ 円} \times 1 / 22 = 20,000 \text{ 円 (10 円未満四捨五入)} \Rightarrow 20,000 \text{ 円} \\
 & \text{(標準報酬日額)} && \text{(傷病手当金給付日額)} \\
 & 20,000 \text{ 円} \times 2 / 3 = 13,333.33 \text{ 円 (円未満四捨五入)} \Rightarrow \underline{13,333 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$

3. 休職期間中の報酬日額の算定

$$\begin{aligned}
 & \text{(給料)} & \text{(教職調整額)} & \text{(1/要勤務日数)} & \text{(扶養手当)} & \text{(住居手当)} \\
 & (272,800 \text{ 円} + 10,912 \text{ 円}) \times 1 / 23 & + & & (5,200 \text{ 円} + 15,600 \text{ 円}) \times 1 / 22 \\
 & = 12,335.30 \text{ 円} + 945.45 \text{ 円} & & \text{(報酬日額)} \\
 & = 13,280.75 \text{ 円 (円未満切捨て)} \Rightarrow \underline{13,280 \text{ 円}}
 \end{aligned}$$

4. 傷病手当金給付日額と報酬日額を比較して傷病手当金支給額を決定

給付日額 13,333 円 > 報酬日額 13,280 円であるので、調整された傷病手当金支給あり。

(傷病手当金給付日額) (報酬日額) (調整後の傷病手当金給付日額)

$$13,333 \text{ 円} - 13,280 \text{ 円} = 53 \text{ 円}$$

(要勤務日数)

$$\text{傷病手当金支給決定額} \quad \underline{53 \text{ 円} \times 23 \text{ 日} = 1,219 \text{ 円}}$$

【このように病気休職（８割）の期間でも給付が発生する場合があります。】

【Ⅲ月途中で病気休暇（10割）となった際の計算例】
 －傷病手当金支給額 0 円のケース－

1. 前提

- ・ 土日が週休日の組合員が病気休暇（10割）
- ・ 勤務 平成 28 年 3 月 1 日～3 月 15 日（要勤務日数 11 日）
- ・ 病気休暇（10割） 平成 28 年 3 月 16 日～3 月 31 日（要勤務日数 12 日）
- ・ 標準報酬月額 第 24 級 440,000 円

【病気休暇中（10割）に支給される給与】

給与種目	金額	備 考
給料月額	341,000 円	
教職調整額	13,640 円	
扶養手当	6,500 円	
住居手当	19,500 円	
通勤手当	22,000 円	
特殊勤務手当	18,000 円	調整対象外
義務教育等教員特別手当	5,100 円	
合 計	425,740 円	

2. 傷病手当金給付日額の算定

(標準報酬月額) (標準報酬日額)
 $440,000 \text{ 円} \times 1 / 22 = 20,000 \text{ 円}$ (10 円未満四捨五入) $\Rightarrow$ 20,000 円
 (標準報酬日額) (傷病手当金給付日額)
 $20,000 \text{ 円} \times 2 / 3 = 13,333.33 \text{ 円}$ (円未満四捨五入) $\Rightarrow$ 13,333 円

3. 病気休暇（10割）期間中の報酬日額の算定

(給料) (教職調整額) (1/要勤務日数)
 $(341,000 \text{ 円} + 13,640 \text{ 円}) \times 1 / 23$
 (扶養手当) (住居手当) (通勤手当) (義務教育等教員特別手当)
 $+ (6,500 \text{ 円} + 19,500 \text{ 円} + 22,000 \text{ 円} + 5,100 \text{ 円}) \times 1 / 22$
 $= 15,419.13 \text{ 円} + 2,413.63 \text{ 円}$ (報酬日額)
 $= 17,832.76 \text{ 円}$ (円未満切捨て) $\Rightarrow$ 17,832 円

4. 傷病手当金給付日額と報酬日額を比較して傷病手当金支給額を決定

給付日額 13,333 円 < 報酬日額 17,832 円であるので、傷病手当金支給なし。

【Ⅳ病気休暇（10割）期間中の傷病手当金計算例】

－傷病手当金支給額 0 円のケース－

1. 前提

- ・ 土日が週休日の組合員が病気休暇（10割）
- ・ 平成28年3月1日～3月31日（要勤務日数23日（祝日1日含む））
- ・ 標準報酬月額 第24級 440,000円

※休職中に給与額が減少しても、標準報酬月額は改定されません。

【病気休暇中（10割）に支給される給与】

給与種目	休暇前の金額	休暇中の金額	備 考
給料月額	341,000 円	341,000 円	
教職調整額	13,640 円	13,640 円	
扶養手当	6,500 円	6,500 円	
住居手当	19,500 円	19,500 円	
通勤手当	22,000 円	0 円	支給なし
特殊勤務手当	18,000 円	0 円	支給なし
義務教育等教員特別手当	5,100 円	0 円	支給なし
合 計	425,740 円	380,640 円	

2. 傷病手当金給付日額の算定

$$\begin{array}{l} \text{(標準報酬月額)} \qquad \qquad \qquad \text{(標準報酬日額)} \\ 440,000 \text{ 円} \times 1/22 = 20,000 \text{ 円 (10 円未満四捨五入)} \Rightarrow 20,000 \text{ 円} \\ \text{(標準報酬日額)} \qquad \qquad \qquad \text{(傷病手当金給付日額)} \\ 20,000 \text{ 円} \times 2/3 = 13,333.33 \text{ 円 (円未満四捨五入)} \Rightarrow \underline{13,333 \text{ 円}} \end{array}$$

3. 休職期間中の報酬日額の算定

$$\begin{array}{l} \text{(給料)} \qquad \text{(教職調整額)} \text{ (1/要勤務日数)} \qquad \text{(扶養手当)} \qquad \text{(住居手当)} \\ (341,000 \text{ 円} + 13,640 \text{ 円}) \times 1/23 \quad + \quad (6,500 \text{ 円} + 19,500 \text{ 円}) \times 1/22 \\ = 15,419.13 \text{ 円} + 1,181.81 \text{ 円} \qquad \text{(報酬日額)} \\ = 16,600.94 \text{ 円 (円未満切捨て)} \Rightarrow \underline{16,600 \text{ 円}} \end{array}$$

4. 傷病手当金給付日額と報酬日額を比較して傷病手当金支給額を決定

給付日額 13,333 円 < 報酬日額 16,600 円であるので、傷病手当金支給なし。

【V月途中で病気休暇（10割）から病気休職（8割）となった際の計算例】
 －傷病手当金が一部支給となるケース－

1. 前提

- ・ 土日が週休日の組合員が病気休暇（10割）、病気休職（8割）
- ・ 病気休暇（10割） 平成28年3月1日～3月15日 （要勤務日数11日）
- ・ 病気休職（8割） 平成28年3月16日～3月31日 （要勤務日数12日）
- ・ 標準報酬月額 第24級 440,000円

※病気休職中に給与額が減少しても、標準報酬月額は改定されません。

【病気休暇中（10割）及び病気休職中（8割）に支給される給与】

給与種目	休職前の金額	休暇期間の 金額（10割）	休職期間の 金額（8割）	備 考
給料月額	341,000円	163,086円	142／330円	
教職調整額	13,640円	6,52／3円	5,693円	
扶養手当 （月額）	6,500円	3,108円 （6,500円）	2,713円 （5,200円）	
住居手当 （月額）	19,500円	9,326円 （19,500円）	8,139円 （15,600円）	
通勤手当	22,000円	0円	0円	支給なし
特殊勤務手当	18,000円	0円	0円	支給なし
義務教育等教員特別手当 （月額）	5,100円	2,439円 （5,100円）	0円	休職中は支給なし
合 計	425,740円	184,482円	158,875円	

※病気休暇（10割）期間の給与額の計算方法（円未満切捨て、給与種目ごとに計算）
 （休職前の金額）×（休暇期間の要勤務日数）÷（その月の要勤務日数）

※病気休職（8割）期間の給与額の計算方法（円未満切捨て、給与種目ごとに計算）
 （休職前の金額）×80/100×（休暇期間の要勤務日数）÷（その月の要勤務日数）

2. 傷病手当金給付日額の算定

（標準報酬月額）（標準報酬日額）
 $440,000円 \times 1/22 = 20,000円$ （10円未満四捨五入）⇒ **20,000円**
 （標準報酬日額）（傷病手当金給付日額）
 $20,000円 \times 2/3 = 13,333.33円$ （円未満四捨五入）⇒ **13,333円**

3. 病気休暇（10割）期間中の報酬日額の算定

（給料） （教職調整額） （1/要勤務日数） （扶養手当）（住居手当） （義務教育等教員特別手当）
 $(163,086円 + 6,52/3円) \times 1/11$ + $(6,500円 + 19,500円 + 5,100円) \times 1/22$
 = 15,419円 + 1,413.63円 （報酬日額）
 = 16,832.63円 （円未満切捨て）⇒ **16,832円**

4. 病気休職（8割）期間中の報酬日額の算定

$$\begin{aligned} & \text{(給料)} \quad \text{(教職調整額)} \quad \text{(1/要勤務日数)} \quad \text{(扶養手当)} \quad \text{(住居手当)} \\ & (142,330 \text{ 円} + 5,693 \text{ 円}) \times 1/12 \quad + \quad (5,200 \text{ 円} + 15,600 \text{ 円}) \times 1/22 \\ & = 12,335.25 \text{ 円} + 945.45 \text{ 円} \quad \text{(報酬日額)} \\ & = 13,280.70 \text{ 円} \quad \text{(円未満切捨て)} \Rightarrow \underline{13,280 \text{ 円}} \end{aligned}$$

5. 傷病手当金給付日額と報酬日額を比較して傷病手当金支給額を決定

(1) 病気休暇（10割）期間

給付日額 13,333 円 < 報酬日額 16,832 円であるので、傷病手当金支給なし。

(2) 病気休職（8割）期間

給付日額 13,333 円 > 報酬日額 13,280 円であるので、調整された傷病手当金支給あり。

(傷病手当金給付日額) (報酬日額) (調整後の傷病手当金給付日額)

$$13,333 \text{ 円} - 13,280 \text{ 円} = 53 \text{ 円}$$

(要勤務日数)

傷病手当金支給決定額 53 円 × 12 日 = 636 円 (平成 28 年 3 月 16 日から支給開始)

【このように病気休職（8割）の期間でも給付が発生する場合があります。】

【VI月途中で病気休職（8割）から病気休職（無給）となった際の計算例】
 －傷病手当金が一部支給から全額支給となるケース－

1. 前提

- ・ 土日が週休日の組合員が病気休職（8割から無給）
- ・ 病気休職（8割） 平成28年3月1日～3月15日 （要勤務日数11日）
- ・ 病気休職（無給） 平成28年3月16日～3月31日 （要勤務日数12日）
- ・ 標準報酬月額 第24級 440,000円

※休職中に給与額が減少しても、標準報酬月額は改定されません。

【病気休職中（8割及び無給）に支給される給与】

給与種目	休職前の金額	休職期間の 金額（8割）	休職期間の 金額（無給）	備 考
給料月額	341,000円	130,469円	0円	
教職調整額	13,640円	5,218円	0円	
扶養手当 （月額）	6,500円	2,486円 （5,200円）	0円	
住居手当 （月額）	19,500円	7,460円 （15,600円）	0円	
通勤手当	22,000円	0円	0円	支給なし
特殊勤務手当	18,000円	0円	0円	支給なし
義務教育等教員特別手当	5,100円	0円	0円	支給なし
合 計	425,740円	145,633円	0円	

※病気休職（8割）期間の給与額の計算方法（円未満切捨て、給与種目ごとに計算）
 （休職前の金額）×80/100×（休暇期間の要勤務日数）÷（その月の要勤務日数）

2. 傷病手当金給付日額の算定

（標準報酬月額）（標準報酬日額）
 440,000円×1/22=20,000円（10円未満四捨五入）⇒ 20,000円
 （標準報酬日額）（傷病手当金給付日額）
 20,000円×2/3=13,333.33円（円未満四捨五入）⇒ 13,333円

3. 病気休職（8割）期間中の報酬日額の算定

（給料）（教職調整額）（1/要勤務日数）（扶養手当）（住居手当）
 （130,469円+5,218円）×1/11 + （5,200円+15,600円）×1/22
 =12,335.18円+945.45円（報酬日額）
 =13,280.63円（円未満切捨て）⇒ 13,280円

4. 病気休職（無給）期間中の報酬日額の算定

無給なので報酬日額 0円

5. 傷病手当金給付日額と報酬日額を比較して傷病手当金支給額を決定

(1) 病気休暇（8割）期間

給付日額 13,333 円 > 報酬日額 13,280 円であるので、調整された傷病手当金支給あり。

(傷病手当金給付日額) (報酬日額) (調整後の傷病手当金給付日額)

$$13,333 \text{ 円} - 13,280 \text{ 円} = 53 \text{ 円}$$

(要勤務日数)

$$\text{傷病手当金支給額} \quad \underline{53 \text{ 円} \times 11 \text{ 日} = 583 \text{ 円}}$$

(2) 病気休職（無給）期間

傷病手当金給付日額 13,333 円

(要勤務日数)

$$\text{傷病手当金支給額} \quad \underline{13,333 \text{ 円} \times 12 \text{ 日} = 159,996 \text{ 円}}$$

(3) 平成 28 年 3 月分の傷病手当金支給決定額

$$\underline{\underline{583 \text{ 円} + 159,996 \text{ 円} = 160,579 \text{ 円}}}$$

【このように病気休職（8割）の期間でも給付が発生する場合があります。】

【Ⅰ 介護休業手当金計算例】

1. 前提

- ・ 土日が週休日の組合員が介護休暇
- ・ 平成 28 年 3 月 1 日～3 月 31 日
(要勤務日数 23 日 (祝日 1 日含む)、支給対象日数 22 日)
- ・ 標準報酬月額 第 24 級 440,000 円

※休職中に給与額が減少しても、標準報酬月額は改定されません。

給与種目	休職前の金額	備 考
給料月額	341,000 円	
給料の調整額	0 円	
教職調整額	13,640 円	
扶養手当	6,500 円	
住居手当	19,500 円	
通勤手当	22,000 円	支給なし
特殊勤務手当	18,000 円	調整対象外
義務教育等教員特別手当	5,100 円	
合 計	425,740 円	

2. 介護休業手当金給付日額の算定

(標準報酬月額)

(標準報酬日額)

$$440,000 \text{ 円} \times 1 / 22 = 20,000 \text{ 円} \quad (10 \text{ 円未満四捨五入}) \Rightarrow 20,000 \text{ 円}$$

(標準報酬日額)

$$20,000 \text{ 円} \times 40 / 100 = 8,000 \text{ 円} \quad (\text{円未満四捨五入}) \Rightarrow 8,000 \text{ 円}$$

(介護休業手当金給付日額)

給付上限額 $\Rightarrow$ 7,750 円

3. 介護休暇期間中の報酬日額の算定

F	D (0 円未満の場合は 0 円)	
	A (給料月額 341,000 円 + 給料の調整額 0 円) $\times$ 1 日 / 要勤務日数 23 日	—
	C B (給料月額 341,000 円 + 給料の調整額 0 円) $\times$ 12 月 (7 時間 45 分 $\times$ 5 日) $\times$ 52 週 $-$ 19(※) 日 $\times$ 7 時間 45 分 $\times$ 7 時間 45 分 (1 日当たりの勤務時間)	(円未満四捨五入)
+	E (教職調整額 13,640 円 + 扶養手当 6,500 円 + 住居手当 19,500 円 + 教員特別手当 5,100 円) $\times$ 1 / 22	(円未満切り捨て)

※平成 27 年度は 19 日 (当該年度の土曜日と重ならない祝日等の日数)

- (給料+給料の調整額) (1/要勤務日数)
- A $(341,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円}) \times 1/23 = 14,826.08 \text{ 円}$
- (給料+給料の調整額)
- B $((341,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円}) \times 12 \text{ 月}) \div (7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} - 19 \text{ 日} \times 7.75 \text{ 時間})$
 $= 4,092,000 \text{ 円} \div 1,867.75 \text{ 時間}$
 $= 2,190.87 \text{ 円/時間 (円未満四捨五入)} \Rightarrow 2,191 \text{ 円/時間}$
- (B)
- C $2,191 \text{ 円/時間} \times 7.75 \text{ 時間} = 16,980.25 \text{ 円}$
- (A) (C)
- D $14,826.08 \text{ 円} - 16,980.25 \text{ 円} = -2,154.16 \text{ 円 (0 円未満の場合は 0 円)} \Rightarrow 0 \text{ 円}$
- (教職調整額+扶養手当+住居手当+教員特別手当)
- E $(13,640 \text{ 円} + 6,500 \text{ 円} + 19,500 \text{ 円} + 5,100 \text{ 円}) \times 1/22 = 2,033.64 \text{ 円}$
- (D) (E) (介護休暇中の報酬日額)
- F $0 \text{ 円} + 2,033.64 \text{ 円} = 2,033.64 \text{ 円 (円未満切捨て)} \Rightarrow \underline{2,033 \text{ 円}}$

4. 介護休業手当金支給額を決定

(介護休業手当金給付日額) (介護休暇期間中の報酬日額) (調整後の介護休業手当金給付日額)

$$7,750 \text{ 円} - 2,033 \text{ 円} = 5,717 \text{ 円}$$

(調整後の介護休業手当金給付日額) (支給対象日数)

$$5,717 \text{ 円} \times 22 \text{ 日} = \underline{125,774 \text{ 円}}$$

【Ⅱ 月途中で介護休暇となった場合の介護休業手当金計算例】

1. 前提

- ・ 土日が週休日の組合員が介護休暇
- ・ 平成 28 年 3 月 14 日～3 月 31 日
(月の要勤務日数 23 日 (祝日 1 日含む)、支給対象日数 13 日)
- ・ 標準報酬月額 第 24 級 440,000 円

※休職中に給与額が減少しても、標準報酬月額は改定されません。

給与種目	休職前の金額	備 考
給料月額	341,000 円	
給料の調整額	0 円	
教職調整額	13,640 円	
扶養手当	6,500 円	
住居手当	19,500 円	
通勤手当	22,000 円	
特殊勤務手当	18,000 円	調整対象外
義務教育等教員特別手当	5,100 円	
合 計	425,740 円	

2. 介護休業手当金給付日額の算定

(標準報酬月額) (標準報酬日額)
 $440,000 \text{ 円} \times 1 / 22 = 20,000 \text{ 円}$ (10 円未満四捨五入) $\Rightarrow$ 20,000 円
 (標準報酬日額)
 $20,000 \text{ 円} \times 40 / 100 = 8,000 \text{ 円}$ (円未満四捨五入) $\Rightarrow$ 8,000 円
 (介護休業手当金給付日額)
 給付上限額 $\Rightarrow$ 7,750 円

3. 介護休暇期間中の報酬日額の算定

F **D** (0 円未満の場合は 0 円)

A (給料月額 341,000 円 + 給料の調整額 0 円) $\times$ 1 日 / 要勤務日数 23 日 —

C **B** $\frac{(\text{給料月額 } 341,000 \text{ 円} + \text{給料の調整額 } 0 \text{ 円}) \times 12 \text{ 月}}{(\text{7 時間 } 45 \text{ 分} \times 5 \text{ 日}) \times 52 \text{ 週} - 19(\text{※}) \text{ 日} \times 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}}$ (円未満四捨五入)
 $\times 7 \text{ 時間 } 45 \text{ 分}$ (1 日当たりの勤務時間)

+

E (教職調整額 13,640 円 + 扶養手当 6,500 円
 + 住居手当 19,500 円 + 通勤手当 22,000 円 + 教員特別手当 5,100 円) $\times 1 / 22$
 (円未満切り捨て)

※平成 27 年度は 19 日 (当該年度の土曜日と重ならない祝日等の日数)

(給料+給料の調整額) (1/要勤務日数)

$$A \quad (341,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円}) \times 1/23 = 14,826.08 \text{ 円}$$

(給料+給料の調整額)

$$B \quad ((341,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円}) \times 12 \text{ 月}) \div (7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 52 \text{ 週} - 19 \text{ 日} \times 7.75 \text{ 時間}) \\ = 4,092,000 \text{ 円} \div 1,867.75 \text{ 時間} \\ = 2,190.87 \text{ 円/時間 (円未満四捨五入)} \Rightarrow 2,191 \text{ 円/時間}$$

(B)

$$C \quad 2,191 \text{ 円/時間} \times 7.75 \text{ 時間} = 16,980.25 \text{ 円}$$

(A)

(C)

$$D \quad 14,826.08 \text{ 円} - 16,980.25 \text{ 円} = -2,154.16 \text{ 円 (0 円未満の場合は 0 円)} \Rightarrow 0 \text{ 円}$$

(教職調整額+扶養手当+住居手当+通勤手当+教員特別手当)

$$E \quad (13,640 \text{ 円} + 6,500 \text{ 円} + 19,500 \text{ 円} + 22,000 \text{ 円} + 5,100 \text{ 円}) \times 1/22 = 3,033.63 \text{ 円}$$

(D)

(E)

(介護休暇中の報酬日額)

$$F \quad 0 \text{ 円} + 3,033.63 \text{ 円} = 3,033.63 \text{ 円 (円未満切捨て)} \Rightarrow \underline{3,033 \text{ 円}}$$

4. 介護休業手当金支給額を決定

(介護休業手当金給付日額) (介護休暇期間中の報酬日額) (調整後の介護休業手当金給付日額)

$$7,750 \text{ 円} - 3,033 \text{ 円} = 4,717 \text{ 円}$$

(調整後の介護休業手当金給付日額) (支給対象日数)

$$4,717 \text{ 円} \times 13 \text{ 日} = \underline{61,321 \text{ 円}}$$